

佐世保市企業版ふるさと納税を活用したシティプロモーション業務に事業者公募実施要領に関する質問及び回答

NO	質問	回答
1	【実施要領_6.委託料_ (2) (3)】 ・委託料について ① マッチング支援とシティプロモーションの両方の実績をもって委託料のお支払いとなりますでしょうか。マッチング支援のみとなった場合、委託料は発生しないのでしょうか。 ② 「プロモーションの実績」とはどのように測るのでしょうか。	①について 本業務は、マッチング支援とシティプロモーションを一体的に実施する契約としており、委託料の支払いには、マッチング支援及びシティプロモーションの両方の実績が必要となります。 従いまして、マッチング支援のみの場合、本業務への申込はできませんが、マッチング支援事業者とシティプロモーション事業者との共同企業による申込は可能となりますので申し添えます。 ②について 「プロモーションの実績」とは、寄附事業に係るシティプロモーションの実施を指します。 具体的には、「寄附対象事業の内容や実施状況や賛同企業の事業参画の経緯等の映像化」、「TV・SNS等による配信」となります。
2	【実施要領_7.申込資格_(5)】 ・法人の設立後経過期間について 弊社が2021年より支援事業を開始しておりますが、今年度新設分割を行ったことにより登記後1年経過をしておりません。その場合の申込資格の有無はどうなりますでしょうか。	法人の設立後の経過期間に関しては、あくまで登記事項証明書（登記簿）上の設立年月日において要件の確認をさせていただいております。 そのため、申込時点において、新設分割の場合であっても登記事項証明書上の設立年月日より1年を経過していない場合は、申込資格無しとなります。